

○太良町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

昭和57年6月29日

教育委員会訓令第1号

改正 昭和58年4月1日教委訓令第1号

昭和59年3月30日教委訓令第1号

昭和60年12月13日教委訓令第1号

昭和61年3月25日教委訓令第1号

昭和62年2月26日教委訓令第1号

昭和63年6月4日教委訓令第1号

平成元年6月15日教委訓令第1号

平成3年6月1日教委訓令第1号

平成4年5月11日教委訓令第3号

平成5年6月15日教委訓令第1号

平成6年5月25日教委訓令第1号

平成7年6月26日教委訓令第1号

平成8年6月26日教委訓令第2号

平成9年6月10日教委訓令第1号

平成10年9月25日教委訓令第1号

平成11年6月10日教委訓令第1号

平成12年10月26日教委訓令第1号

平成14年6月25日教委訓令第1号

平成15年5月28日教委訓令第2号

平成16年5月27日教委訓令第2号

平成17年7月19日教委訓令第2号

平成18年5月29日教委訓令第2号

平成19年6月20日訓令第27号

平成20年5月31日教委訓令第5号

平成21年5月26日教委訓令第2号

平成22年5月26日教委訓令第3号

平成23年7月13日教委訓令第2号

平成24年5月28日教委訓令第1号

平成25年7月1日教委訓令第1号

平成26年9月16日教委訓令第3号

平成27年7月10日教委訓令第4号

平成28年9月16日教委訓令第3号

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、幼稚園に就園する満3歳児(満3歳に達した幼児が翌年度の4月を待たずに年度途中から幼稚園に就園する場合)、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で所得が低い者に対して私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、私立幼稚園奨励費補助金の交付について、必要な事項を定める。

(設置者に対する補助)

第2条 私立幼稚園の設置者が、前条に規定する保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合は、次に掲げる範囲内において保護者負担が低い方の条件を選択し補助を行うものとする。

区分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
生活保護世帯の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円 (兄・姉の年齢の上限なし)	年額 308,000円 (兄・姉の年齢の上限なし)
当該年度に納付すべき市町村民	年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円	年額 290,000円	年額 308,000円

税が非課税となる世帯(ひとり親世帯等除く)				(兄・姉の年齢の上限なし)	(兄・姉の年齢の上限なし)
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税世帯となる世帯(ひとり親世帯等除く)					
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯(ひとり親世帯等)	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円 (兄・姉の年齢の上限なし)	年額 308,000円 (兄・姉の年齢の上限なし)
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税世帯となる世帯(ひとり親世帯等)					
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯(ひとり親世帯等除く)	年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円	年額 211,000円 (兄・姉の年齢の上限なし)	年額 308,000円 (兄・姉の年齢の上限なし)
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯(ひとり	年額 217,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円 (兄・姉の年齢の上限なし)	年額 308,000円 (兄・姉の年齢の上限なし)

親世帯等)					
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円	年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯	—	年額 154,000円	年額 308,000円	年額 154,000円	年額 308,000円

2 前項の補助金は、年度の中途において園児に異動が生じた場合は、月割をもって算定した額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。その場合、事業計画書(様式第2号)及び保育料等減免措置に関する調書(様式第3号)並びに徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類(園則など)も併せて提出しなければならない。なお、保育料等減免措置に関する調書には、町民税の課税(非課税)証明書又は町民税の納税通知書(写)を添付しなければならない。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長の証明書によって代えることができる。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上補助金の交付額を決定し、様式第4号により私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 前条の規定により決定された補助金については、月割をもって交付することができる。

(減免方法の報告)

第6条 交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を交付決定通知を受けた日から15日以内に町長に提出しなければならない。

(変更交付申請及び不用額の返還)

第6条の2 設置者は、交付決定に基づく補助金額に変更を生じた場合は、変更交付申請書(様式第1号の2)を町長に提出しなければならない。なお、変更によって不用額が生じた場合は、返還しなければならない。

(実績報告)

第7条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月25日までのいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(書類の提出)

第8条 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料を減免をしたことを明らかにした証拠書類を提出しなければならない。

2 町長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、関係書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年4月1日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日教委訓令第1号)

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月13日教委訓令第1号)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月25日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年2月26日教委訓令第1号)

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月4日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成元年6月15日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成3年6月1日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年5月11日教委訓令第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年6月15日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成6年5月25日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年6月26日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成8年6月26日教委訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年6月10日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年9月25日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成11年6月10日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成12年10月26日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年6月25日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年5月28日教委訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年5月27日教委訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年7月19日教委訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年5月29日教委訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年6月20日訓令第27号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年5月31日教委訓令第5号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年5月26日教委訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年5月26日教委訓令第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年7月13日教委訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年5月28日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年7月1日教委訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年9月16日教委訓令第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年7月10日教委訓令第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年9月16日教委訓令第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

太良町長 様

幼稚園長又は設置者

印

年度私立幼稚園奨励費補助金交付申請書

年度私立幼稚園就園奨励費補助金を下記のとおり交付されるよう太良町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、関係資料を添えて申請します。


記

補助金交付申請額 円
内訳別紙事業計画書のとおり

様式第1号の2 (第6条の2関係)

年 月 日

太良町長 様

幼稚園長又は設置者


年度私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書

年度私立幼稚園就園奨励費補助金を下記のとおり変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更交付申請額 円
 既交付決定額 円
 増減額 円

内訳

保育料等減免措置階層区分	子区分	変更交付申請額			既交付決定額			増減額
		減免額	人員	金額	減免額	人員	金額	
生活保護世帯	第1子	円	人	円	円	人	円	円
	第2子							
	第3子以降							
	計							
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯を含む) (ひとり親世帯等除く)	第1子							
	第2子							
	第3子以降							
	計							
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯を含む) (ひとり親世帯等)	第1子							
	第2子							
	第3子以降							
	計							
市町村民税所得割課税 77,100円以下 (ひとり親世帯等除く)	第1子							
	第2子							
	第3子以降							
	計							
市町村民税所得割課税 77,100円以下 (ひとり親世帯等)	第1子							
	第2子							
	第3子以降							
	計							
市町村民税所得割課税 211,200円以下	第1子							
	第2子							
	第3子以降							
	計							
上記区分以外の世帯	第3子以降							
	計							
合計	第1子							
	第2子							
	第3子以降							
	計							

様式第2号 (第3条関係)

年度私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

保 育 料 等 減 免 措 置 階 層 区 分	子区分	減免額 円	補助対象経費 (A) 円	人員 (B) 人	補助金申請額 (A)×(B) (C) 円
生活保護世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
	計				
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む) (ひとり親世帯等除く)	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
	計				
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む) (ひとり親世帯等)	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
	計				
市町村民税所得割課税 77,100円以下 (ひとり親世帯等除く)	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
	計				
市町村民税所得割課税 77,100円以下 (ひとり親世帯等)	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
	計				
市町村民税所得割課税 211,200円以下	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
	計				
上記区分以外の世帯	第3子以降				
	計				
合 計	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
	計				

参 考 年 月 日現在

年齢区分	子区分	(A) 在園児 総数 (人)	(B) 保育料等減免措置対象児数						対象率 (%) (B)/(A)	
			生活保 護世帯	市町村民 税非課税	市町村民 税所得割 非課税	市町村民税所得割 課税		左記区分 以外の世 帯		計
						77,100 円以下	211,200 円以下			
満3歳児	第1子	人	人	人	人	人	人	人		
	第2子									
	第3子以降									
	計									
3歳児	第1子									
	第2子									
	第3子以降									
	計									
4歳児	第1子									
	第2子									
	第3子以降									
	計									
5歳児	第1子									
	第2子									
	第3子以降									
	計									
計	第1子									
	第2子									
	第3子以降									
	計									

様式第3号(第3条関係)

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

① 在園幼児の氏名		男 女		② 在園幼稚園名	
年 月 日生		満 歳 月			
○ 幼児の属する世帯の状況(月 日現在)					
氏 名	生年月日(満年齢)	性別	続柄	町民税課税額	
				均等割額	所得割額
	年 月 日生(歳)			円	円
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
	年 月 日生(歳)				
○ 在園幼児の保護者の住所、氏名		現住所	太良町		氏名
					㊟
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。					
				幼稚園長又は設置者	㊟
太良町長		様			年 月 日

備考 「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にする者について記入すること。

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

太良町長

印

年度私立幼稚園奨励費補助金(変更)の交付
決定について(通知)

太良町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱により、下記のとおり決定しましたので
通知します。

なお、この補助金に係る事業の実施にあたっては、交付要綱により今後の事務処理に
遣らうのないようお願いいたします。

記

補 助 申 請 (変 更) 額	交 付 決 定 額
円	円
変更の場合その理由	

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

太良町長

様

幼稚園長又は設置者
①

年度私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

補助金に係る実績報告書を下記のとおり提出します。

記

保 育 料 等 減 免 措 置 階 層 区 分	子区分	補助対象 人 員	補助金申請額	補 助 金 交 付 決 定 額	補 助 金 交 付 完 了 額	不 用 額 (残額)
生活保護世帯	第 1 子	人	円	円	円	円
	第 2 子					
	第 3 子以降					
	計					
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯を含む) (ひとり親世帯等除く)	第 1 子					
	第 2 子					
	第 3 子以降					
	計					
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯を含む) (ひとり親世帯等)	第 1 子					
	第 2 子					
	第 3 子以降					
	計					
市町村民税所得割課税 77,100 円以下 (ひとり親世帯等除く)	第 1 子					
	第 2 子					
	第 3 子以降					
	計					
市町村民税所得割課税 77,100 円以下 (ひとり親世帯等)	第 1 子					
	第 2 子					
	第 3 子以降					
	計					
市町村民税所得割課税 211,200 円以下	第 1 子					
	第 2 子					
	第 3 子以降					
	計					
上記区分以外の世帯	第 3 子以降					
	計					
合 計	第 1 子					
	第 2 子					
	第 3 子以降					
	計					

不用額の区分		子区分	補 助 金 交 付 決 定 額	減 免 実 績 額	不 用 額 (残額)	保 育 料 等 措 置 減 免 措 置 階 層 区 分	理 由
園児氏名	保護者名		円	円	円		
合 計							

様式第1号(第3条関係)

様式第1号の2(第6条の2関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第7条関係)